

令和 7 年 2 月 27 日

厚生労働省

医薬局長 城 克文 殿

公益社団法人 日本看護協会

会 長 高 橋 弘 枝



令和 8 年度予算・政策に関する要望書

高齢者の増加や人々の価値観の変化により、病気を抱えながら在宅や介護施設等で療養する人々は増加し、療養者の病態もより複雑化しています。そのような場で療養者の最も身近にいる医療専門職である看護師は、状態の変化を最初に把握することが多く、必要時には医師と連携・協働し、重症化予防や早期介入をしながら療養生活を支えています。2015 年にはさらなる在宅医療等の推進を図ることを目的に、「特定行為に係る看護師の研修制度」が創設されています。

地域における医薬品の供給については、薬剤師が重要な役割を果たしています。薬局の薬剤師と医師や看護師等が連携・協働し、夜間や休日であっても必要な薬剤が必要な療養者に必要な時に届けられる仕組みが構築されている地域もあります。一方で、夜間・休日対応が可能な薬局がない地域もあります。訪問看護ステーションには極めて限られた医薬品しか配置することができないため、そのような地域では療養者の状態が変化し、医師から新たな薬剤の投与の指示が出た場合に、薬剤の確保に看護師や医師が苦勞する場面が少なくありません。

2040 年に向けては、在宅医療のニーズはさらに増加すると見込まれており、人々が安心して望む場所で療養生活を送れるようにするためには、どこの地域であっても、必要な薬剤が、必要な療養者に、必要な時に届けられる体制構築が不可欠です。そのため、人々が安心して療養しつづけることができ、それを看護師が支えられるよう、以下の通り要望いたします。

重 点 要 望 事 項

- 訪問看護で必要時に薬剤が提供できる体制構築

訪問看護で必要時に薬剤が提供できる体制を構築されたい。

- 訪問看護ステーションに必要な薬剤が配置されていないことで利用者の病状変化に即時対応できなかった経験がある看護師が7割を超える。
- 医師があらかじめ手順書で特定行為実施を指示しても、薬剤が配置されていないために、必要な場面で特定行為研修修了看護師が薬剤を投与できない制度的矛盾がある。
- 24時間対応薬局が存在する地域は限られるとともに、24時間対応を標榜していても営業時間外に連絡がつかない薬局が少なくない実態がある。

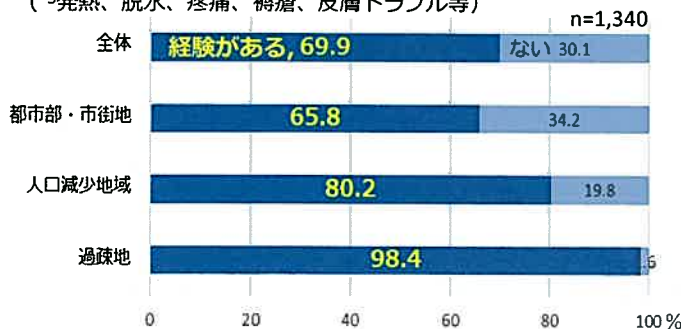
訪問看護ステーションへの薬剤配置の必要性

■ 指定訪問看護事業者への販売・授与可能な医薬品

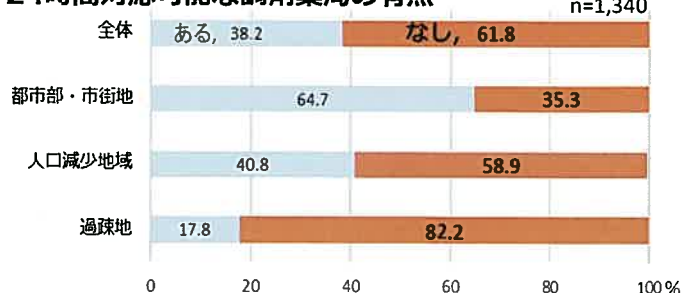
- 滅菌消毒用医薬品
- 臨時応急の処置や褥瘡の予防・処置として必要な、グリセリン（浣腸用及び外用）、濃グリセリン（浣腸用）、白色ワセリン、オリーブ油、生理食塩液、注射用水及び精製水

■ 訪問看護師の手元に薬剤や輸液がないことで利用者の病状の急変^{*3}に即時対応できなかった経験の有無

（^{*3}発熱、脱水、疼痛、褥瘡、皮膚トラブル等）



■ 24時間対応可能な調剤薬局の有無



出典：山岸晴美「患者・利用者急変時の薬剤および特定行為に関する緊急調査」
（全都道府県の訪問看護に従事している看護師1,340名が回答）第8回規制改革推進会議医療・介護・感染症対策WG 資料1-1-1（2023年3月30日）より抜粋

■ 医師の指示はあるが薬剤等がないためにタイムリーに対応できず、症状が悪化した事例^{*1}があると回答した施設数



出典：日本看護協会「2019年訪問看護における看護師のケアの判断と実施に関する実態調査」
（全訪問看護ステーションの管理者を対象に行い、620人から回答を得た）

■ 訪問エリア内の24時間対応薬局は緊急で薬剤等が必要になった時に対応してくれるか

（夜間、週末、祝祭日など営業時間以外）

